

「日本はひとつ」しごとプロジェクト
フェーズ1（第1段階）

重点施策の概要

雇用創出基金事業の活用による被災者の雇用機会の創出

対策の趣旨

- ◆ 東日本大震災などにより仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するため、雇用創出のための基金事業の要件を緩和し、積極的に活用する。

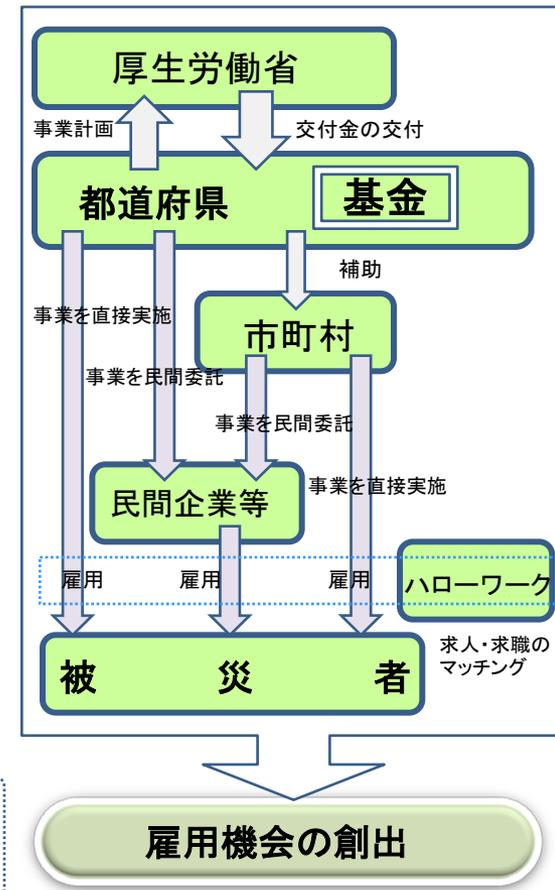
1. 重点分野雇用創造事業の要件緩和(全国の交付額:3,500億円)

- ◆ 対象分野に「震災対応分野」を追加。
※現行の対象分野:介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究、都道府県が設定する4分野
- ◆ 「震災対応分野」で実施する事業は、被災者を雇用。
※9県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉)の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。
- ◆ 都道府県又は市町村の臨時職員として雇用し、以下のような事業を実施することが可能。(企業、NPO等への委託による実施も可能。)
 - 避難所において、子どもの一時預かりや高齢者の見守りを行う事業
 - 避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業
 - がれきや漂流物の仕分け・片付け、高齢者宅の片付け支援を行う事業
 - 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業
- ◆ 現行「1年以内。更新不可」の雇用期間について、更新を可能とするとともに、既に通算1年雇用されたことがある方も再度の雇用を可能とする。

2. 緊急雇用創出事業の要件緩和(全国の交付額:4,500億円)

- ◆ 「震災対応分野」と同様の事業を実施することが可能。
- ◆ 現行「6月以内。1回更新可」の雇用期間について、複数回更新を可能とするとともに、既に通算1年雇用されたことがある方も再度の雇用を可能とする。

《事業スキーム》



※基金事業：離職した失業者等の雇用機会を創出するため、国が交付する交付金を財源として、各都道府県に基金を造成。都道府県及び市町村はこの基金を活用し、雇用の場を創る事業を実施。平成23年度まで実施。

地元優先雇用への取組

発注者

① 当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する。

② 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者に求める。

ハローワーク

③ 被災した離職者を対象にした雇入れ助成金やトライアル雇用によりインセンティブを付与して地元の方を紹介する。

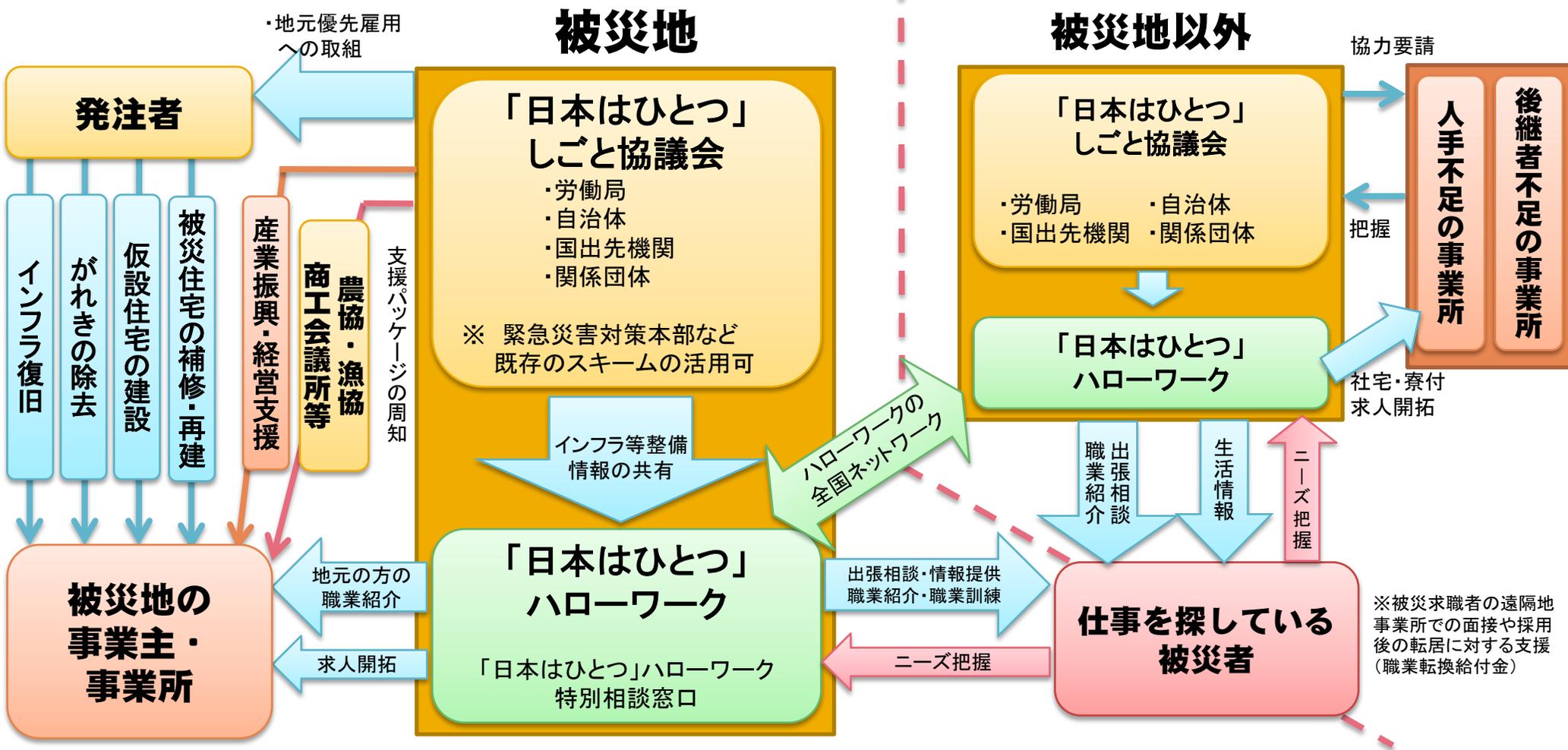
地元被災者の雇用

「日本はひとつ」ハローワーク・プロジェクト イメージ

～日本中がひとつとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～

「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」フェーズ1(第1段階)取りまとめ

対策の周知



東日本大震災などにより被災した新卒者等への緊急対応を進めています！

ハローワークは、新卒者支援に全力で取り組みます。

～ 被災新卒者内定取消し防止作戦の実施 ～

○ 厚生労働大臣・文部科学大臣からの要請を実施しました。

3月22日、厚生労働大臣、文部科学大臣から、主要経済団体等（258団体）、求人情報事業所団体に以下のとおり要請を行いました。

○主要経済団体、業界団体への要請

- ・ 採用内定を得ている被災地の新卒者等が、可能な限り入社できるよう、また、可能な限り予定していた期日に入社できるよう最大限努力すること
- ・ 被災地の新入社員の入社時期等について、個別の事情を十分に勘案し、柔軟な対応を行うこと
- ・ 大学生等の採用選考活動に当たっては、被災した大学生等からのエントリーシートの提出の締切等について柔軟に対応すること
- ・ 被災地の学生・生徒等を積極的に採用すること

○求人情報事業所団体への要請

- ・ 被災地の学生の就職のために全面的な協力を求めること
(東北地方の内定取消しにあった学生を積極採用する事業所の特集などを組むなど)

○ 新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置（3月28日）

3月28日、全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、採用内定取消しを受けた学生等への相談や就職支援を実施しています。

【対象者】

- ・ 震災により採用内定取消しを受けた学生・生徒、既卒者の方
- ・ 震災の影響により採用内定先への就職が困難となった新卒者の方など

【相談内容】

- ・ 学生・生徒等から相談があった採用内定取消し等の事案の確認
- ・ 採用内定取消しが疑われる場合の事業所管轄ハローワークへの連絡
- ・ 事業所管轄ハローワークと連携した事業主への指導等
- ・ ジョブサポーターによる一貫した就職支援（全国ネットワークを活かし、希望に応じ全国の求人を紹介）

また、全国のハローワークでも震災特別相談窓口を設置し、採用内定取消しなどを受けた方等への相談や就職支援を実施しています。

～ 奨励金の拡充 ～

○ 3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金を拡充します。

ハローワークの紹介により、「被災地」の卒業後3年以内既卒者（被災地に就職予定で内定を取り消された者を含む。）を採用する事業主に対する奨励金について、支給金額の拡充・要件緩和を行います。

① 3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（高校・大学等が対象）を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて支給。被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、トライアル雇用後の正規雇用での雇入れに対する奨励金額を50万円から60万円に拡充。

【支給額等】 有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月経過後に50万円→被災地の3年以内既卒者は60万円

② 新卒扱いで3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金（「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（大学等が対象）も応募可能な新卒求人を出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて支給。被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、100万円（1事業所1回限り）を120万円（1事業所10回限り）に拡充・緩和。

【支給額等】

正規雇用から6か月経過後に100万円・1事業所1回限り → 被災地の3年以内既卒者は120万円・1事業所10回限り

○ 被災した学生を受け入れる求人の確保・ジョブサポーターによるマンツーマン支援や広域職業紹介を実施します。

拡充した奨励金を活用し、ハローワークの全国ネットワークを活かした求人の確保に取り組みます。

また、ジョブサポーターによる就職までの継続したマンツーマンの支援や、確保した求人を活用した広域職業紹介を実施します。

～ 重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用 ～

○ 重点分野雇用創造事業等を活用、自治体による雇用を進めます。

重点分野雇用創造事業の対象分野に新たに「震災対応」を追加し、震災により採用内定取消しとなった新卒者などを積極的に雇用できるようにし、若者の力を地域のために活用します。

震災に伴う雇用調整助成金の特例の拡充

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業に係る手当等の事業主負担相当額の一部を助成する制度です。

(通常の主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前に計画の届け出が必要

◆東北地方太平洋沖地震被害に伴う特例（平成23年3月17日実施）

対象 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主

(特例の内容)

- ① 最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
- ② 震災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に(平成23年6月16日まで)
- ③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に(平成23年6月16日まで)

◆特例対象地域の拡充 **NEW**

- 上記5県に加え、**栃木県、千葉県、長野県、新潟県の災害救助法適用地域にも拡大**

◆特例対象事業主の追加 **NEW**

- 以下の対象事業主についても、**上記①及び②の特例を適用**

対象

- 特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主
- 計画停電の実施地域に所在する事業所において、計画停電により事業活動が縮小した事業主